

令和4年4月1日から 家庭系の可燃ごみ処理有料化が始まります

【目的】

河津町は、令和4年4月1日から家庭系の可燃ごみ処理有料化を実施します。ごみ処理有料化は、各家庭から排出される可燃ごみの量に応じて、処理費用の一部を手数料として負担していただく仕組みで、次のことを目的に実施します。

①ごみの減量化

一人ひとりが、「できるだけごみになりにくい商品を購入する」や「今あるものを長く使う」など、意識を高めることでごみの減量化に繋がります。

②ごみの分別化

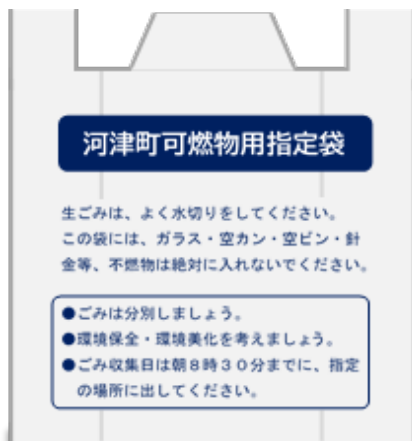
ごみの排出時は、分別化にご協力をお願いします。リサイクルできる資源を、ごみにしないよう分別に取り組むことによって、リサイクル化の推進に繋がります。

※役場正面駐車場にある「資源ごみリサイクルステーション（使用時間7時～20時（年末年始を除く）」をご利用ください。（各地区のごみステーションでも、今までどおり排出できます）

※ごみ処理手数料は、指定可燃ごみ袋の製造費と可燃ごみ焼却費用に対する町分担金の一部として使われます。

【町指定可燃ごみ袋の色と価格が変わります】

河津町指定可燃ごみ袋価格（手数料）一覧表



サイズ	容量	販売金額
		1組 (10枚)
L	70ℓ	550円
M	45ℓ	330円
S	20ℓ	165円

※**新町指定可燃ごみ袋（半透明・紺色）**は、令和4年4月1日から販売開始です。

※**旧町指定可燃ごみ袋（半透明・緑色）**は、使用猶予期間（令和4年4月29日（金）まで）以降は、ごみステーションに出せなくなりますので、使う分だけを購入し、買い過ぎには注意してください。

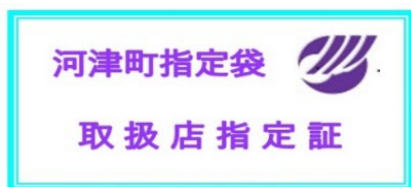
裏面もご覧ください

【新・旧 町指定可燃ごみ袋の使い方について】

- (1) 令和4年4月1日から、ごみステーションに可燃ごみを出す場合は、「河津町可燃物用指定袋（半透明・紺色）」をご使用ください。
- (2) 令和4年4月29日までは、使用猶予期間として、「東伊豆町・河津町可燃物用指定袋（半透明・緑色）」により、ごみを出すことができます。（販売は令和4年3月末日で終了します）
- (3) 令和4年5月1日から、ごみステーションに可燃ごみを出す場合、「河津町可燃物用指定袋（半透明・紺色）」以外で出すことはできません。

※ただし、ボランティアごみ等として、町から特別に許可された可燃ごみは除きます。

※旧指定可燃ごみ袋は、東伊豆町と河津町の両町の取扱店で購入できましたが、4月から販売する新指定可燃ごみ袋は、河津町内の取扱店でのみ購入できます。



※町指定袋の取扱店は、出入口に左のステッカーが貼ってあります。

※取扱店一覧は町ホームページや農協テレビ等でお知らせします。

※生ごみ堆肥化処理機（コンポスト）の補助金をご利用ください。
（可燃ごみの減量化に繋がります）

【資源・不燃ごみについて】

資源・不燃ごみの出し方は、これまでと変更ありません。「資源・不燃物専用袋（東伊豆町・河津町）（透明・赤色）」等、決められたルールに従って出してください。

※令和4年4月1日から資源・不燃物専用袋（透明・赤色）の価格は、原材料費の増や消費税増税を踏まえ、Mサイズ（30リットル）が125円から130円に、Sサイズ（10リットル）が60円から65円になります。

【旧町指定可燃ごみ袋（半透明・緑色）の買戻し】

5月以降の買戻しを予定しておりますが、買戻し単位や手続方法等の詳細については、4月以降回覧等にてお知らせします。

問い合わせ先
河津町 町民生活課 窓口係
TEL 0558-34-1932

表面もご覧ください 